

「大阪市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正（案）に係る意見公募の実施について

令和8年7月

本市では、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境を整備し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、独自に0～2歳児の保育無償化を段階的に進めているところです。

まずは第1ステージとして、令和6年9月利用分から認可保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業）を利用する0～2歳児に係る利用者負担額（私立保育所の保育料を含む。以下同じ。）の多子軽減に係る所得制限を撤廃するとともに、第2子に係る利用者負担額を無償としました。

今般、第2ステージとして、全ての子どもの認可保育所等利用に係る利用者負担額を無償とすることを目的として、令和8年9月利用分から第1子に係る利用者負担額についても無償（0円）とするため、利用者負担額について定める大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）の一部改正を行うこととしました。

ついては、この大阪市子ども・子育て支援法施行細則改正案について、次のとおり、市民から幅広く意見を募集します。

1 案件名

「大阪市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正（案）について

2 内容

「大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則（案）」のとおり

3 意見公募期間

令和8年7月22日（水）～令和8年8月20日（木）

4 規則案の閲覧場所

- （1）こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループ（大阪市役所地下1階北側）
- （2）市民情報プラザ（大阪市役所1階南側）
- （3）大阪市ホームページ

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_boshu/kodomo/0000683264.html)

- （4）各区保健福祉センター保健福祉課

5 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、令和8年8月20日（木）までに、こども青少年局幼保施策部幼保企画課へ提出してください。なお、様式は問いません。

- （1）郵送の場合 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループあて
(令和8年8月20日(木) 必着とさせていただきます。)

(2) F A X の場合 F A X 番号 : 06-6202-9050

(3) 電子メールの場合 メールアドレス : kodomoiken@city.osaka.lg.jp

(4) 持参の場合 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループ
(大阪市役所地下 1 階北側)

※ Osaka Metro御堂筋線「淀屋橋」駅下車 1 番出口より徒歩 3 分

※ 9 時から12時15分まで、13時から17時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

6 注意事項

- (1) 書式は自由です。ただし、ご提出いただいたご意見の内容を電話等により確認させていただく場合があります。
- (2) 案件名(「大阪市子ども・子育て支援法施行細則」の一部改正(案))に関するご意見であることを明記してください。
- (3) 電話等による口頭での意見提出の受付はいたしません。
- (4) ご提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご提出いただいたご意見に対しましては、ホームページ等で一括して公表し、回答することや、ご意見の公表の際、内容の要約または一部の表現を改めさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

7 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報)については、公表いたしません。
- (2) 個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。
- (3) ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、ご提出いただいたご意見の内容を確認する目的以外には利用・提供いたしません。

8 お問い合わせ先

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼保利用グループ

9 時から12時15分まで、13時から17時30分まで

(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

T E L : 06-6208-8106

F A X : 06-6202-9050

電子メール : kodomoiken@city.osaka.lg.jp (件名冒頭に「【問合せ】」と入力してください。)